

認証の対象業種の確認

別表1(第4条関係) ※ただし、露店、自動車及び自動販売機による営業は除く

1 食品を飲食させる営業(調理業)

- ア 一般食堂 料理店 すし屋 そば屋 旅館 仕出し屋
弁当屋 レストラン カフェバー バー キャバレー 喫茶店
- イ 事業所 学校 病院 福祉施設 寮 ほか給食施設

2 食品を製造する営業

- 菓子 あん類 アイスクリーム類 乳製品 食肉製品
魚肉ねり製品 冷凍食品 清涼飲料水 乳酸菌飲料 氷雪 食用油脂
マーガリン又はショートニング みそ 醤油 ソース類 酒類
豆腐 納豆 めん類 そうざい(半製品を含む。) 広域流通する弁当
缶詰又は缶詰食品 漬物 魚介類乾製品 ほか製造施設

3 食品を販売する営業(ただし、食品の処理、加工等を行う設備等を有する施設に限る。)

- ア 食肉類又は魚介類を販売する施設
- イ 食肉処理業の施設 スーパーマーケット コンビニエンスストア
食料品店